

日本動物看護学会

発足総会 要旨

発起人代表

今道友則

日時：平成7年12月9日 15:00～

場所：日本獣医畜産大学 新館312講義室

日本動物看護学会発足総会 スケジュール表

午後 2:00	受付開始	
3:00	開 会 開会挨拶	桜井 富士朗 (実行委員長) (桜井動物病院院長)
3:05	会長挨拶	今道 友則 (日本獣医畜産大学名誉教授) 「日本動物看護学会発足にあたって」
3:20	〈シンポジウム〉	座 長 = 廣田 順子 (武蔵藤沢動物病院院長) 竹内 吉夫 (㈱現代社『総合看護』編集長) 「動物看護においてナイチンゲールの人の看護論を共有できるか」
4:20	来賓挨拶	杉山 公宏 (日本獣医畜産大学学長)
4:30	休 憩	
4:40	総 会	
5:00	教育講演	林 良博 (東京大学教授) (人と動物の関係学会会長) 「動物看護師は人と動物のかかわりの中でどの様な役割を担えるか」
6:00	閉 会	
6:10	発足記念懇親会	(日本獣医畜産大学生協食堂)
8:00	懇親会閉会	

日本動物看護学会設立にあたって

今道友則

私達は2年余り前から有志で会合を重ねて準備し、今日ここに動物看護に関心ある多数の方々にお集まりいただいて、日本動物看護学会を設立するに至りましたことをご参集の皆様と共に喜ぶ次第であります。

動物看護学は未だ確立されたものではありません。しかし、現在既に、動物看護師、Veterinary technician 或は Veterinary assistant と呼ばれる相当多数の方々が、小動物の病院で実際に獣医師の診療を補佐し、入院患者の看護を専門の職業として働いておられます。これらの方々を養成する専門の学校も存在し、その経営や運営に当たる方々は熱心に動物看護の技術者養成に力を注いでおられます。また、動物病院の院長ご自身で技術者を養成しておられる場合もあります。私達は、これらの方々を専門職として認識しておりますが、人の病院における看護婦・看護師のように公認された制度は未だ確立されておられません。

動物の看護を職とする方々に、専門職としての身分を保証するためには、それらの方々がどのような専門知識と技術の訓練を経て、どの位の実力を備えているかを公認する必要があり、それを裏付けるのが動物看護学であると思います。そして動物看護学を確立し発展させるのがこの学会の役目であります。

動物看護学は、獣医学よりも、より実践的なものと考えられます。普遍的な学理は実践的経験から生み出されるものでありますから、会員の皆様には

日常の仕事で体験したことをどしどし発表していただきたいと思います。そして特別講演・教育講演・セミナー等も企画して情報交換と相互の向上を図りたいと思います。動物看護の対象は動物であり、主として伴侶動物の犬猫でありましょうが、その他の愛玩動物・エキゾチックアニマル・大家畜・飼育野生動物・傷ついた野生動物及び実験用動物にまで拡大されると思います。従って動物看護学は獣医科病院の動物看護師や獣医師のみならず、実験動物飼育管理技術者・畜産技術者・動物園の飼育管理者を志す方々も学ばなければならぬものと考えられます。

動物看護師の修得すべき知識技術として獣医師の診療を補佐するための獣医学的知識の概要と補助手段及び治療前後の動物の取り扱いだけが重視されていますが、動物看護はもっと広く考えるべきであり、高齢動物の看護・助産、及び飼い主に対する技術的精神的指導も含まれ、その根源は動物愛護心を実践することであると思います。物言わぬ動物の快・不快や欲求や満足感等の心の動きを推察できる必要があります。動物行動学・心理学の専門家のご協力をいただかなければなりません。また、人の看護学の専門家のご助言を仰ぎ動物看護学を体系立てる必要があります。そして、時には止むを得ぬ安楽死の問題も生ずるので、このような Animal ethics 問題も含めて、動物看護学の堅実な発展を図り、動物看護学をバックボーンとして独立した専門職として動物看護師が活躍できる環境を整えることを目指したいと考えています。動物看護学の発展のために皆様と共に邁進したいと思います。

ご 挨拶

日本獣医畜産大学
学長 杉山公宏

日本動物看護学会の発足総会が、動物看護に深いご関心をお持ちの多くの方方のご出席のもとに、盛大に開催されましたことを先ずはお喜び申し上げます。また、この記念すべき総会が本学で開催されましたことは、私共にとりましては大変光栄であります。深く感謝いたしております。

人は現在生態系のピラミットの頂点に立っていますが、その人の繁栄の歴史はまさに地球の破壊の歴史でありました。ここで人は、先ず現在の立場を十分認識し、過去をじっくり振り返って、そして未来に向かって行動しなければならないと思います。

本学は、「敬讓相和」を建学の精神としております。これは、ご存じのように、尊敬と謙讓の必要性・重要性を説いた孔子の教えであります。私共、動物界に広く関わる者は、この教えを単に人にのみ留めず、動物界にも適用する必要があると考えております。当然のことながら、本学は動物看護の必要性・重要性を十分配慮した教育・研究活動を行うよう心掛けております。

この会がますます発展し、動物看護の理念が広く社会に徹底する原動力となることを強く希望しまして、挨拶とさせていただきます。

「人と動物の関わり」の中の動物看護師の役割

林 良 博

日本において動物看護学を志す人々が、自分たちの学会を創設しようという、この時期に私自身が居合わせたことを嬉しく思います。

私は、日本では動物福祉の考えが欧米に比べて弱いとは考えておりません。残念ながら欧米ですら人と動物の関係というのはお互い仲間であるとか、お互い尊重しあうという関係よりも、支配と被支配、または搾取と被搾取の関係の方が圧倒的に強いのです。

最近多くの人々が関心を寄せている「アニマル・セラピー」ですら、動物がいかに人に役立つかという考え方だけで進めようという空気が支配的です。動物は道具ではないのです。私が知る限りでは、動物を道具にして役立つようという考え方は、日本よりも欧米の方が進んでいますし、その空気は強いのではないかと思います。

一方日本では、家畜の使用が欧米ほど進んでいなかったために、人と動物の関係は弱かったと言えるかも知れません。支配もしないかわり、保護もしないという、一種の「無視」「無関係」の関係を続けてきました。そのために、どのようにつきあったらいいのか不慣れな面があります。

動物看護学を志す方々にまずお願いしたいのは、こうした日本の特性を理解していただき、どのような「人と動物の関係」が望ましいのか、人々を啓蒙していただきたいことです。そのためには、まず自らが、あるべき「人と

動物の関係」について学んでいただきたいと思います。

次にお願いしたいのは、「医学」と「看護学」の関係はこれまで多くの人々のよって論議されてきましたが、はたして「動物医学」と「動物看護学」の関係は「医学」と「看護学」の関係と同一なのか、それを深く論議していただきたいことです。

動物の場合は、人と異なり、「人と動物の関係」の中で医療行為が進められることとなりますので、私の考えでは、人間の医療とは違う面があるように思います。

最後に、私たちは他の人が苦しんでいるのを見過ごすことは自分の精神的荒廃につながることを知っています。医療行為はそうした他利的行為と自己の精神の安定の調和として成立しているように思います。同様に私たちは動物たちが苦しんでいるのを見過ごすことはつらいことです。恐らくこうした考え方から動物看護学を志す方々は、まず当面の肉体的・精神的苦痛から動物を解放するために看護を行うということにはじまり、究極的にはそうした苦痛を動物たちに与えないような社会の実現に向けて活躍することになるのではないのでしょうか。その際問題になるのは、いかなる「人と動物の関係」を目指すのかということでしょう。「人と動物の関係」は動物看護学において、常に中心的なテーマであり続けるのです。

動物看護研究会シンポジウム資料

95年12月9日

現代社 竹内 吉夫

1. 看護婦への道 — 教育制度と資格制度

- 看護婦（正看・国家資格）
- 准看護婦（都道府県知事免許・看護婦の監督の下に看護業務に従事）
- 看護助手（全くの無資格）

①昭和23年、GHQの病院改革・看護改革の指導のもと、保健婦助産婦看護婦法が成立。看護婦の教育が高等学校卒業後3年間の専門教育履修となり、卒後国家試験合格で看護婦免許取得の制度が発足。高卒後3年教育を甲種看護婦、中卒後2年教育を乙種看護婦（急性期や重篤な患者には付けない）とした。

②しかし甲乙を作ったことで病院は混乱。乙種看護婦廃止論が出る。しかし高校進学率の低い時代だったため、昭和26年、医師会の要望で中卒後2年間の教育で都道府県試験を受けられる准看護婦の制度が成立。結局乙種看護婦養成所は准看護婦学校に移行。昭和32年には准看から看護婦（正看）への道を開く進学コース（2年課程）が設けられ、また高校卒と准看受験資格を同時に得られる高校衛生看護科が昭和39年に発足した。

③この経緯から看護婦への道はきわめて複雑になり、現在では准看廃止が強く叫ばれている。（資料A）

2. ナイチンゲール看護論について

(1) フロレンス・ナイチンゲールについて

(1820～1910) 英国貴族の出。幼時より病弱・聡明で、父からあらゆる学問の指導を受ける。貴族の生活になじまず、上流階級から忌み嫌われた病院看護の世界をめざし家族の猛反発を受ける。31歳の時、ドイツのカイゼルスウェルト学園で初めて看護の訓練を受け自立。1854年のクリミア戦争（英仏が露の南下をおそれ宣戦布告）の時、戦時大臣シドニー・ハーバートの要請で

38名の看護団を率い、英国陸軍病院の死亡率を激減させ（42.7%→2.2%）看護の成果を世に知らしめた。「蠟燭をもった貴婦人」、「現代のジャンヌダルク」、「献身と博愛の国民的英雄」のイメージはこの時に生まれる。（本人は大変不本意であった）。後半生は病床にありながら看護改革、病院改革に尽くす。ナースコールを発明、病院にエレベータを導入。平成3年制定の「看護の日」（5月12日）はナイチンゲールの誕生日にちなんだもの。論文150編。

(2)ナイチンゲール看護論について

1.ナイチンゲールは「病気とは何かを明らかにした」（「看護覚え書」1859年）

①病気とは、その性質は回復過程である。

②病気とは、毒されたり (poisoning) 衰えたり (decay) する過程を癒そうとする自然の努力のあらわれである。

ポイズニング：毒されること。生命にとってマイナスの因子が外界から体内に入り込むことによって生命が脅かされる状態をさす。

毒物、病原体、汚れた空気、食品添加物、大量のアルコール、たばこ、病人の体を不潔なままにしておくこと

ディケイ：衰えること。老化（老人性）という生体自体に組込まれているプログラムによっておこるものと使わない（廃用性萎縮）、使いすぎ、材料不足（栄養不足）によっておこるものがある。

2.ナイチンゲールは「看護とは何かを明らかにした」（「看護覚え書」1859年）

①定義1「看護がなすべきこと、それは自然がはたらきかけるに最も良い状態に患者をおくことである」

②定義2「看護とは、新鮮な空気、陽光、暖かさ、清潔さ、静かさを適切に保ち、食事を適切に選択し管理すること——こういったことのすべてを患者の生命力の消耗を最小にするように整えることを意味すべきである」（資料B）

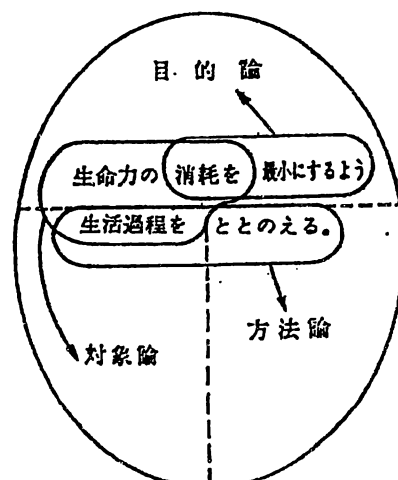


図1 看護一般論の構造

『科学的看護論』（薄井垣子著、日本看護協会出版会）

(3)ヘンダーソン看護論との比較

*バージニア・A・ヘンダーソン（1897～） アメリカミズリー州カンザスシティ生まれ。ワシントン陸軍看護学校、コロンビア大学ティーチャーズカレッジ卒業。同カレッジ、およびエール大学で教鞭をとる。1960年「看護の基本となるもの」をまとめる。

[ヘンダーソンの看護の定義]（1960年）

「看護婦の独自の機能は、病人であれ健康人であれ各人が、健康あるいは健康の回復（あるいは平和な死）に資するような行動をするのを援助することである。その人が必要なだけの体力と意思力と知識とをもっていれば、これらの行動は他者の援助を得なくても可能であろう。この援助は、その人ができるだけ早く自立できるようにしむけるやり方で行う。」（ヘンダーソンがナイチンゲールの看護の定義を知ったのは、これより後のこと）

ナイチンゲールとヘンダーソンは100年を隔ててそれぞれ独自に看護の定義を提示したが、二つとも重なりあっている。

ヘンダーソンは基本的看護の構成要素として14項目をあげた。

(資料C)

[参考文献]

①ナイチンゲール

「ナイチンゲール著作集・全3巻」・「看護覚え書」・「ナイチンゲール言葉集」・「フロレンス・ナイチンゲールの生涯」（いずれも現代社刊）

②ヘンダーソン

「看護の基本となるもの」「看護論」（いずれも日本看護協会出版会刊）

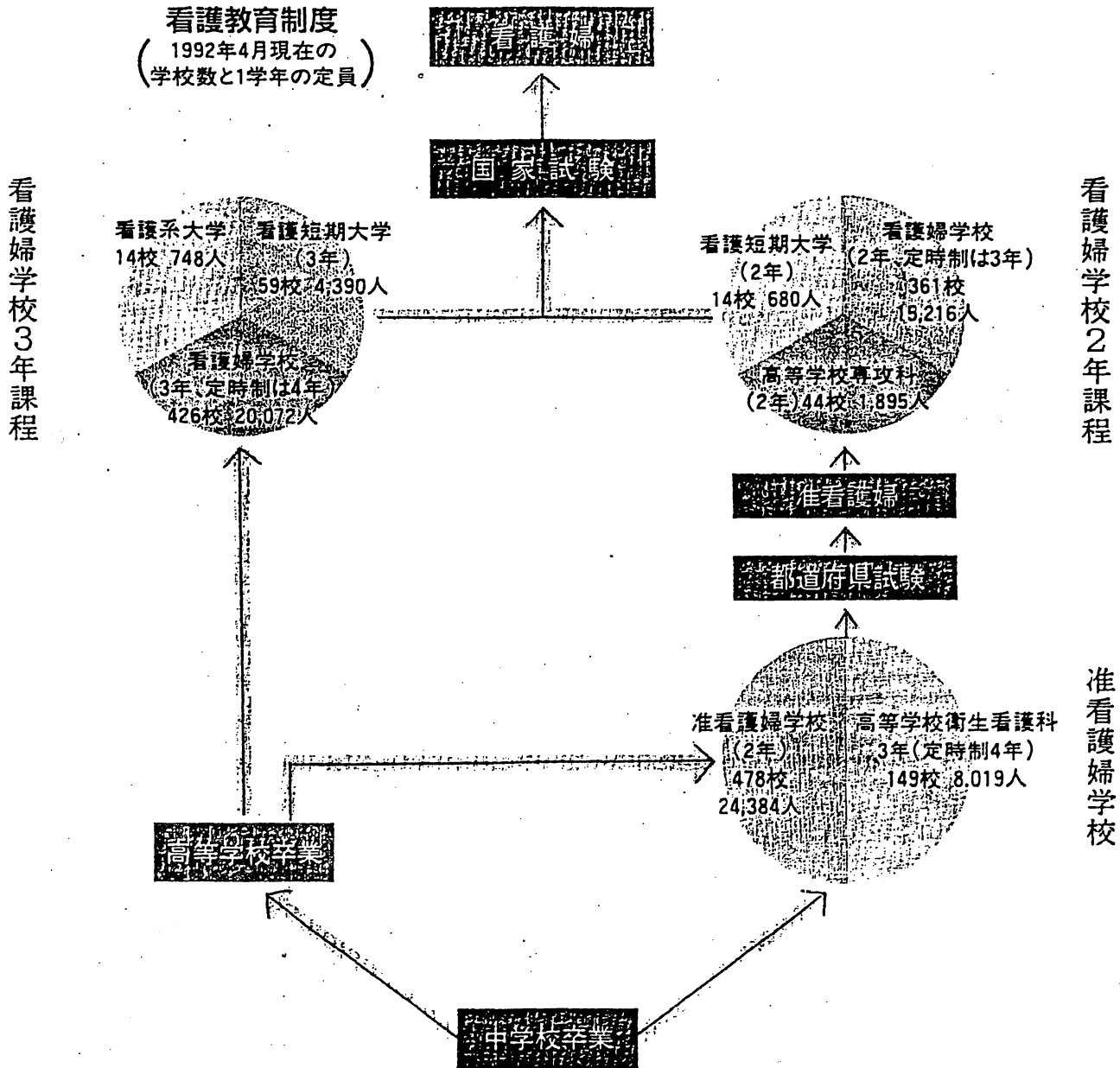
「ナースの道」は複雑です。

資料 A

「看護婦になりたい」。この意欲をどう導くか。看護婦への道は複雑で、進路指導のベテランの方々にとってもわかりにくい部分があるようです。もっともスタンダードな進路は高校を卒業後、看護婦学校（看護系大学、短期大学、専修学校、各種学校）で3年以上学び、その後、看護婦国家試験に合格するという道です。将来、保健婦や助産婦の学校を受験する場合も看護婦学校の卒業資格が

必要となります。

もうひとつの道は、中学、高校を卒業後、准看護婦学校か高校の衛生看護科に進み、都道府県の試験を経て准看護婦になる道です。准看護婦から看護婦になるには、さらに2年間の看護婦学校（夜間の場合は3年間）に入学する必要があります。もちろん卒業後、国家試験に合格しなければなりません。



- このパンフレットの用語は、下記の内容と意味を含んでいます
- 看護婦 ———— 看護婦（女性）、および看護師（男性）
 - 准看護婦 ———— 准看護婦（女性）、および准看護師（男性）
 - 看護婦学校3年課程（または看護婦学校） ———— 高校以上の卒業者が看護婦になるための大学および3年間の短期大学、専修学校、各種学校
 - 准看護婦学校 ———— 中学以上の卒業者が准看護婦になるための2年間の専修学校、各種学校
 - 看護婦学校2年課程 ———— 准看護婦が看護婦になるための2年間の短期大学、および専修学校、各種学校 ※夜間の場合は3年

病気とは何か

病気とは回復過程である

序 章 Introductory

1 まずはじめに、病気とは何かについての見方をはっきりさせよう。——すべての病気は、その経過のどの時期をとっても、程度の差こそあれ、その性質は回復過程であって、必ずしも苦痛をとまらぬものではないのである。つまり病気とは、毒されたり「poisoning」衰えたり「depression」する過程を癒そうとする自然の努力のあらわれであり、それは何週間も何カ月も、ときには何年も前から気づかれずに始まっていて、このように進んできた以前からの過程の、そのときどきの結果として現われたのが病気という現象なのである——。これを病気についての一般論としよう。

2 もしわれわれがこれを病気の一般論として受け入れるとすると、すぐさまこの反対のことを証明する逸話や実例が持ち出されるものである。たとえばこんな具合にである。「地球上のどんな気候の土地でも、人間の努力によって住めるようにできる」という一般論を掲げたとすると、つぎのような反論がすぐ持ち出される。「それでは、モンブランの頂上を住めるように

(1) モンブラン [Mont Blanc] アルプス山脈中のフランスとイタリアの国境にある山。海拔四八二〇メートルで、ヨーロッパの最高峰。

病氣につきもの
と思われている
苦痛の原因は必
ずしもその病氣
によるものでは
ない

3 病氣といふものを注意して見つめているとき、それが個人の家であっても公共の病院であつても、経験豊かな観察者を強くひきつけることがある。それは、その病氣につきもので避けられないと一般に考えられている症状や苦痛などが、実はその病氣の症状などでは決してなくて、まったく別のことからくる症状——すなわち、新鮮な空気とか陽光、暖かさ、静かさ、清潔さ、食事の規則正しさと食事の世話などのうちのどれか、または全部が欠けていることから生じる症状であることが非常に多いということなのである。そしてこれは、病院看護においても家庭看護においても、まったく同様によくみられることなのである。

4 自然がつくり出し、それをわれわれは病氣と呼んでいるこの回復過程は、こういったことのひとつまたは全部に対する知識の不足か、あるいは注意が足りないために妨害されてきて、その結果、痛みや苦しみや、あるいは過程そのものの中断が起こるのである。

5 患者が冷えこんでいるとか、熱があるとか、ぐったりしているとか、食事をしたあとと嘔気があるとか、褥瘡ができているとかなどというのは、たいていの場合、病氣のせいではなくて看護のせいなのである。

6 私は他によい言葉がないので看護という言葉を使う。看護とはこれまで、せいぜい与薬とかパップを貼ること程度の意味に限られてきている。しかし、看護とは、新鮮な空気、陽光、暖

看護は何をなす
べきか

看護の定義

かさ、清潔さ、静かさを適切に保ち、食事を適切に選択し管理すること——こういったことすべてを、患者の生命力の消耗を最小にするように整えることを意味すべきである。

病人の看護はほとんど理解されていない

7 どのような女性でも良い看護婦になると、しばしば言われたり書かれたりしてきた。しかし私は反対に、看護のまさにこの要素さえ知られていないと信じている。

8 だからといって私は、看護婦がいつもその責めを負うべきであるといっているのではない。衛生上の準備が悪かったり、建築上の配置が悪かったり、管理上の協定が悪かったりして、看護することを不可能にしていることもよくある。しかし、私が看護であると理解していることが実施できるように、もろもろの調整をはかることそのものを、看護の技術は含んでいるべきなのである。

看護は回復過程を助けなくてはならない

9 最初にあげた一般論への反論にもどろう。もしわれわれがこう尋ねられたとしたらどうであろう——「こんな病気が回復過程であろうか?」「このような病気に苦痛が伴わないことがありうるであろうか?」「どういいう世話をすれば、こいうい患者にあの痛みこの苦しみを起こさせないで済むのであろうか?」——。これらに対し、私は知らないといちおう答えておく。しかし、その病気による症状を取り除くのではなくて、私が述べた自然の回復過程をうまくすすめる要素のひとつまたは全部が欠けたために患者に現われる痛みや苦しみの症状を、もしあなたの方がすべて取り除いてしまったならば、そのときこそ、その病気から切り離せない症状とか苦痛とかがどんなものであるかが、お互いに納得できるであろう。

10 すぐ持ち出されるもうひとつのよくある抗議は、「コレラや熱病などのときも、あなたは何

もしようとしなののか？」というものである。薬を与えることは何かをしたことであり、いやむしろそれがすべてであり、空気や暖かさや清潔さを与えることは何もしていないことである、という確信がなんと根強く行きわたっていることか。私の答えはこうである。「それらの病氣や、その他これに類した多くの病氣に対しては特定の医薬や療法が用いられているが、それらの正確な価値は決して確かめられてはいない。一方、看護に目を転じれば、病氣の成り行きを決定するうえにおいて、注意深い看護がきわめて重要であるということは、至るところで、あまねく経験されているのである」と。

11 II よい看護を構成する真の要素は、健康人のためのものも、病人のためのもの同様に、ほとんど理解されていない。健康の法則、すなわち看護の法則が——というのは両者は実のところ同一なのである——病人のなかにも健康人のなかにも共通にはたらいっているのである。この法則が守られなかったとき、健康人は病人ほどには極端な影響を受けないというだけである。もっとも、いつもそうだというわけではない。

12 すると、きまっってこう反対される。「でも、どうしたら私は、そうした医学的な知識を手に入れられるのだろうか。私は医者ではない。私はこれを医者任せにするほかはない」と。

13 家庭の母親たちよ、こんなことを言うあなた方は、この文明国である英国で、七人中一人の赤ん坊が一歳にならないうちに死んでいるのを知っているだろうか。ロンドンでは五歳になるまでに五人に二人までが死亡しているし、また英国の他の大都市では、それがほぼ二人に一人だということを知っているだろうか。

ほとんど理解されてないこと

表1 一般には看護婦によって満たされ、また常時ならびに時に存在する条件によって変容するすべての患者がもっている欲求

基本的看護の構成要素	基本的欲求に影響を及ぼす常在条件	基本的欲求を変容させる病理的状态(特定の疾病とは対照的)
<p>以下のような機能に関して患者を助け、かつ患者がそれらを行えるような状況を用意する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 正常に呼吸する 2. 適切に飲食する 3. あらゆる排泄経路から排泄する 4. 身体的位置を動かし、またよい姿勢を保持する(歩く、すわる、寝る、これらのうちのあるものを他のものへ換える) 5. 睡眠と休息をとる 6. 適切な衣類を選び、着脱する 7. 衣類の調節と環境の調整により、体温を生理的範囲内に維持する 8. 身体を清潔に保ち、身だしなみを整え、皮膚を保護する 9. 環境のさまざまな危険因子を避け、また他人を傷害しないようにする 10. 自分の感情、欲求、恐怖あるいは“気分”を表現して他者とコミュニケーションをもつ 11. 自分の信仰に従って礼拝する 12. 達成感をもたらすような仕事をす 13. 遊び、あるいはさまざまな種類のレクリエーションに参加する 14. “正常”な発達および健康を導くような学習をし、発見をし、あるいは好奇心を満足させる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢：新生児、小児、青年、成人、中年、老年、臨終 2. 気質、情動状態、一過性の気分： <ol style="list-style-type: none"> Ⓐ “ふつう”あるいは Ⓑ 多幸的で活動過多 Ⓒ 不安、恐怖、動揺あるいはヒステリーあるいは Ⓓ ゆううつで活動低下 3. 社会的ないし文化的状態：適当に友人がおり、また社会的地位も得ていて家族にもめくまれている場合、比較的孤独な場合、適応不全、貧困 4. 身体的ならびに知的能力 <ol style="list-style-type: none"> Ⓐ 標準体重 Ⓑ 低体重 Ⓒ 過体重 Ⓓ ふつうの知力 Ⓔ ふつう以下の知力 Ⓕ 天才的 Ⓖ 聴覚、視覚、平衡覚、触覚が正常 Ⓗ 特定の感覚の喪失 Ⓘ 正常な運動能力 Ⓚ 運動能力の喪失 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飢餓状態、致命的嘔吐、下痢を含む水および電解質の著しい平衡障害 2. 急性酸素欠乏状態 3. ショック (“虚脱”と失血を含む) 4. 意識障害—気絶、昏睡、せん妄 5. 異常な体温をもたらすような温熱環境にさらされる 6. 急性発熱状態(あらゆる原因のもの) 7. 局所的外傷、創傷および/あるいは感染 8. 伝染性疾患患状態 9. 手術前状態 10. 手術後状態 11. 疾病による、あるいは治療上指示された動けない状態 12. 持続性ないし難治性の疼痛

日本におけるAHTの現状と将来

池本卯典

自治医科大学 法医学・人類遺伝学、日本獣医畜産大学・獣医外科学

日本では動物の診療を公に許されている者は、獣医師以外にはいない。獣医療の類似行為と思われる業務を許されている者に、人工授精師があり家畜改良増殖法にその資格を定めている。そのほかには、装蹄師（装蹄師会認定）、魚病防疫士（水産資源保護協会認定）などもある。

最近、AHTおよびTrimmlrなどの職業も普及するようになってきた。しかし、日本のAHTは、法律で定められた有資格者ではない。AHTの養成校は名古屋市小動物獣医師会の運営する1校、その他にも民間の経営する数校があり、いずれも、独自にAHTを認定している。また、日本小動物獣医師会でもAHT制度を設け、すでに約1000人のAHTを認定しているが、日本においては現在約5000人の獣医療補助者が就業しているといわれている。なお、その制度や資格については、日本獣医師会および日本小動物獣医師会において検討中のようなのである。

ここでは、日本におけるAHTの現状と将来について2,3の考察をしてみたいと思う。

1. AHTの現状と職務の内容

- 1) 日本では約5000人が獣医療の補助者として就業している。
- 2) AHTの有資格者は37.8%、無資格者は62.2%である。AHTの資格が獣医療補助に有効であると考えているAHTは25.6%で、有効ではないと考えているAHTは68.3%である。

- 3) 1 獣医診療施設における AHT 就業人数は、1 人: 32.4%、2 人: 31.1%、3 人: 18.6%、4 人以上: 13.5% である。
- 4) 業務内容は、動物の保定、診療の準備、動物の管理、診療事務、獣医薬品の調剤、診療や手術の助手などである。

2. AHT 養成の現状

- 1) 日本における AHT 養成校は約 15 校である。
- 2) 修学年数は 1 年～3 年となっている。そのなかで専修学校として認可されている 1 校があり、修学年限 3 年である。
- 3) 卒業性の認定資格は、Animal Health Technician (AHT)、Veterinary Technician (VT)、Pet Care Advisor (PCA) などによって統一されていない。
- 4) 2 年制の AHT 養成校のカリキュラムは、解剖生理学、動物栄養学、薬理学、寄生虫学、微生物学、病理学、人畜共通伝染病学、獣医学概論、獣医関係法規、臨床検査、生体検査、歯科学、救急医療、麻酔学、外科看護学、内科看護学、動物病院実習などであり、講義時間は 354 時間、実習時間は 2 週間のようなものである。
- 5) 今後加えることの望まれるカリキュラムとしては、獣医療領域における臨床工学 (X 線を含む)、生命倫理、動物福祉論、人間関係論、獣医療管理論、獣医療経済論などがある。

3. AHT 制度の未来

助産婦は死胎児の検案や証明、看護婦は特有の看護行為および緊急時の医療行為、臨床検査技師は採血および生理学的諸検査、歯科衛生士は保健指導などを業務として許され、それらの業務行為は報酬の対象となっている。また、医療、歯科医療には公的資格を有する補助者制度がある。しかし獣医療については補助者制度はない。それらの点を考慮しながら、つぎ

のような提案を試みたい。

- 1) AHTの資格を持つ者の約30%は、国家試験によるAHTの資格を希望し、また、約20%は教育の充実を希望しているのでその対応が必要であろう。
- 2) 獣医看護水準を設定し、それに応じた教育水準が望まれる。
- 3) 獣医療には診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士などの補助者も無いので、AHTにはそれらの補助業務もできることが望ましい。
- 4) AHTによる獣医療補助行為も報酬の対象となることが望ましい。
- 5) AHTを動物愛護、動物福祉の専門家として養成することによって付加価値を高める。

結局、AHT制度の構築に際しては、看護水準の設定、AHT行為の範囲、AHTの需要数、獣医師数・獣医療費とAHTとの関係、診療対象動物数、AHTの社会的地位の確保、AHTの将来展望などを配慮し、多様な検討が必要と考える。

発 足 総 会 次 第

1. 議 長 選 出
2. 役 員 選 出
3. 定 款 案 承 認
4. 平 成 8 年 度 事 業 計 画
第 2 回 定 期 大 会 他
5. 予 算 案
6. そ の 他

日本動物看護学会 定款 案

第 I 章 総 則

1. この学会は、日本動物看護学会と称する。
2. この学会は、動物看護に関する研究を中心として、関連する諸領域相互の情報交換の場を設け、この分野における研究の進展を図ることを目的とする。
3. 前述の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - ① 動物看護師の諸問題についての事業
 - ② 会員の研究発表、シンポジウム、ワークショップ等の開催
 - ③ 学会誌などの発行
 - ④ 目的を達成するために必要なその他の事業

第 II 章 会 員

1. この学会への参加はこの分野に従事する者および関心を有する者とする。
2. この学会の会員は、正会員および賛助会員とする。
3. 正会員は、この学会の主旨に賛同し、会費を納付する個人とする。ただし 2 カ年度分以上滞納の場合は退会とみなす。
4. 賛助会員はこの学会の目的事業を賛助し、賛助会費を納付する者とする。
5. 会員は学会の主催する研究発表会などに参加し、この学会の発表する出版物などの優先的配布を受けることができる。

第 III 章 役員および会議

1. この学会には次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	3 名以内
監 事	2 名
事務局長	1 名
理 事	若干名
2. 理事および監事は、総会において正会員の中から選任される。
3. 会長、副会長、事務局長は理事の互選により選出される。

4. 会長は、この学会を代表し、会務を総理する。会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。
5. 理事は、総会の承認を受けて決定される。
6. 理事は、理事会を組織して会長を補佐し、この学会の運営に当たる。
7. 事務局長は事務局幹事を任命し、運営の実務を司る。
8. 役員任期は2ヵ年とし再任を妨げない。
9. この学会には、評議員若干名を置く。
10. 評議員は総会において正会員の中から選任され、第Ⅲ章の規定が準用される。
11. 学会活動に功績のあった会員を、顧問とすることができる。顧問は理事会が推薦し、総会において決定される。
12. 通常総会は、毎会計年度終了2ヵ月以内に会長が招集する。
13. 臨時総会は、会長または理事会が必要と認めたとき、いつでも招集できる。
14. 理事会は随時会長が招集する。

第Ⅳ章 会 計

1. この学会の経費は、会費その他の収入をもってこれに当てる。
2. この学会の会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。
3. 理事会は、毎会計年度の収支決算を通常総会に報告し、承認を受けなければならない。

付 則

1. この学会の会費は、年額正会員3,000円、賛助会員一口30,000円以上とする。
2. この定款は1995年12月9日より施行する。
3. この定款の変更は総会の議決による。
4. この学会の議決は出席者の過半数の賛成をもってする。
5. この学会の当面の間事務局を東京都江戸川区松江3-11-17、桜井動物病院内におく。

1995年12月9日制定

[理事] (順不同・敬称略)

沼 慶一郎 (哲学)	今道 友則 (日本獣医畜産大学名誉教授)
桜井 富士朗 (桜井動物病院)	廣田 順子 (武蔵藤沢動物病院)
高橋 和明 (日本獣医畜産大学)	林 良博 (東京大学)
渡辺 茂 (慶応大学)	桑野 悟 (動物病院モルム)
幅田 慶子 (センターヴィル動物病院)	

[監事] (順不同・敬称略)

竹内 吉夫 (『総合看護』編集長)	高見沢 重昭 (弁護士)
-------------------	--------------

[評議員] (順不同・敬称略)

古谷 泉	植松 一良	宮田 勝重	佐久間 明美
岡ノ谷 一夫	浅見 千鶴子	小松 千江	清水 誠
内野 富弥	仲間 一雅	伊藤 勇夫	青木 信夫
白井 玲子	幅田 功	和 秀雄	杉山 公宏
石田 千晴	海老野 耕一	信永 利馬	若藤 靖匡
吉村 亮子	紺野 耕	手塚 泰文	甲山 譲児
三浦 祐美子	小方 宗次	辻 弘一	池本 卯典
富沢 保治	斉藤 徹	大和田 一雄	小峯 英夫
田中 吉春	戸塚 耕二	小杉 正太郎	村田 富夫
竹内 静香	森 裕司		

[予算案]

収入の部

科目	金額	摘要
会 費	¥600,000	¥3,000×200名
賛助会員	¥900,000	¥30,000×30
計	¥1,500,000	

支出の部

科目	金額	摘要
会 議 費	¥200,000	
雑誌印刷費	¥1,000,000	(年2回発行予定)
郵 送 費	¥150,000	
事 務 費	¥150,000	
計	¥1,500,000	

日本動物看護学会入会申込書

(申込日 199 年 月 日)

フリガナ		男 ・ 女
氏 名		
生年月日	1 9 年 月 日	生
フリガナ		Tel FAX
自 宅 住 所		
フリガナ		職 名
勤 務 先		
フリガナ		Tel FAX
住 所		
関心のあるテーマ・意見・要望		連絡先希望 自 宅 ・ 勤務先

第1回の発足記念総会及び記念講演が平成7年の年末の12月に開催されました。予てよりその発足が熱望されていました日本動物看護学会が多くの人の努力によりやっと産声をあげたわけです。そして第1回にもかかわらず動物看護に心を寄せる人々80名以上の参加のもとに盛大に行われました。

第1回の発足記念総会の会場は、動物看護にふさわしく日本獣医畜産大学の講義室でその雰囲気は、従来の獣医師中心の学会とは様相ががらりと変わり多くの若い女性（現職の動物看護婦さん達）の方々と、看護関係専門学校関係者・実験動物関係者・産業動物関係者・動物心理学関係者・弁護士・臨床獣医師などと多種多様な人々によって埋め尽くされておりました。勿論、マスコミ関係の方々も多く参加してくれて取材をなさっていました。

今までのどこかの学会の付属品のような、看護講習会とは意味を異にし、いかにも看護関係者主体の幅広い学会が成立したことを痛感した次第です。

始めの記念教育講演では、〔人と動物の関係学会会長〕の東京大学の林良博先生による「動物看護士は人と動物のかかわりのなかでどのような役割を担えるか」は非常に興味のある内容で、各方面の方々より活発な意見が交わされ、既存の看護士講習会にありがちな技術論やまた運動論でなく、先生のおっしゃる「学会は運動体ではなく、知のレベルを高めるもの」といった動物看護学の知的レベルの向上の目的がズバリと指摘され、今後の学会の未来に一筋の光明が見えたような気がしました。

またその後のシンポジウムもユニークなもので〔現代社-総合看護編集長及び看護学校講師〕竹内吉夫氏の「日本の看護婦制度・ナイチンゲ

ール看護論」でも多くの動物看護関係者の相互の討論が活発に盛り上がりを見せました。特に教育現場での動物看護教育の問題点や、職域確保のための動物看護婦(士)の資格及び行為許可範囲などについては特に積極的な意見が各関係者から色々と提出されました。これらの問題は関係者全員が今一番早急に考えなければならない問題に思えました。また、そのへんのことがこの学会で十分に煮詰められていければいいのではないだろうかと思いました。また、動物看護というものは本来ある意味で獣医師以上の看護理念と看護という専門的知識と看護技術を必要とする職種であり、社会的に相応の地位と保証が確立されなければならないのではないのでしょうか。そのためには、1日も早い教育制度の整備と資格制度の整備が必要に思われるわけです。

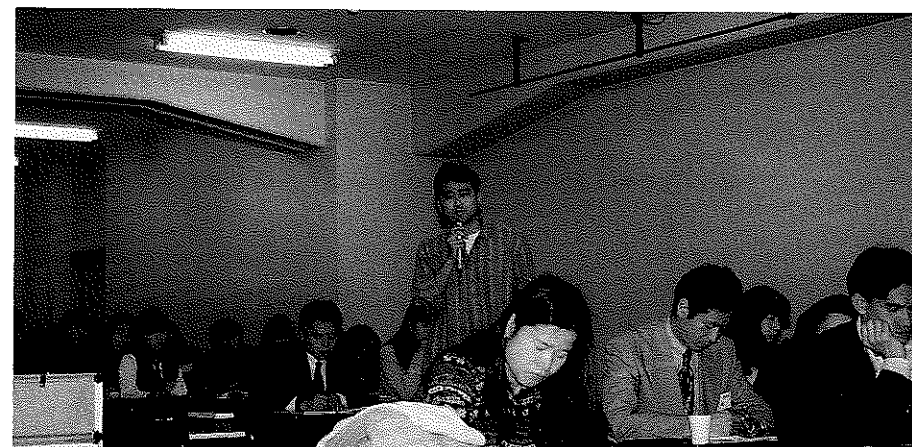
この動物看護学会が発足に至るまでには、多方面からの大勢の人々が何回も討議を重ね、難産の末にようやく発足致した訳で、失礼ではありますが、会長の今道先生（元日本獣医畜産大学学長）の頑固さと、副会長の広田順子先生（埼玉県開業）の真面目な優しさと、やはり副会長である渡辺先生（慶応大学動物心理学教授）の冷静沈着な観察力がいい形で絡み合い、レベルの高い学会が発足できたのではないだろうかと思像致します。また、動物看護業務の職域については法律的立場から弁護士の高見沢先生からアドバイスを受け、現職動物看護士の現状については日本動物看護士の会の皆様方などいろいろな立場から貴重なアドバイスを受け今日にやっといたった訳で、これから時間を掛けていよいよ成熟させていかなければいけない学会なのです。現段階では、動物看護婦(士)は小動物臨床の現場でしか活躍が見られておらず、またその内容においても知識・技術の格差が非常に

大きいのが現状であります。そんな意味でもこの学会が格差縮小の為の知識普及と広い分野への応用拡大の布石になれば理想的なのではないでしょうか。

いつも縁の下の力持ち的存在の動物看護がこの発足総会を機に動物看護学という学問として

表門を開いたことは歴史的に非常に意義のあることだと思いました。

最後に学会の創設に事務局長という立場で奔放して下さった桜井動物病院院長の桜井富士朗先生には全会員より感謝を致します。



会場より質疑

シンポジウム
「ナイチンゲール
看護は有効か」



左より桜井・竹内・廣田（座長）の各氏